

千葉県松戸市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

促進区域は、平成30年2月現在における千葉県松戸市の行政区域とする。概ねの面積は、6,138ha程度（松戸市内全域面積）である。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落については、本区域内に存在するが除くこととする。

なお、本区域内には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園及び国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は存在しない。

（地図）



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は流山市、東側は柏市、南側は鎌ヶ谷市と市川市、西側は江戸川を境に東京都葛飾区と埼玉県三郷市に接している。また、東京都心部まで20キロメートルと都心に近接した位置にあるのが特徴である。

②インフラの整備状況

○鉄道

JR常磐線とJR武蔵野線が南北に縦断し、新京成線と北総線が東西に横断している。その他、流鉄流山線と東武野田線が市内を運行しており、6路線合わせて、市内に23の駅が存在する。

また、平成22年7月に成田スカイアクセス線が開通したこと、成田国際空港や都心へのアクセスが向上している。さらに、平成27年3月にはJR常磐線の一部列車の東京・新橋・品川方面への直通運転（通称：上野東京ライン）が実現し、都心への通勤・通学の利便性が増している。

○道路

国道6号が、市内を南北に縦断する形で通っている。また、今後の予定として、平成3

0年6月までに東京外かく環状道路の三郷南～高谷間が開通する予定であり、松戸ICができるによりアクセスが向上する見込みである。

○工業団地

工業系のインフラとしては、千葉県の内陸工業団地の中でも、有数の工業製品出荷額を誇る3か所の工業団地（北松戸、稔台、松飛台）が市内に存在する。いずれの工業団地も、最寄り駅から徒歩10分圏内にあり、鉄道駅に近接している数少ない工業団地である。

○その他

IT・コンテンツ産業等に係る企業を育成するためのインフラ整備として、平成30年度にインキュベーション・コワーキング施設の整備を予定している。

③産業構造

松戸市においては、卸売業・小売業が、売上高の47.9%、企業数の21.3%を占めていることから主要産業である。業種別の売上高については、卸売業・小売業に続いて製造業、建設業、医療・福祉業の順になっている。また、近年は、医療・福祉業、教育・学習支援業の事業所数・従業者数が伸びており、平成21年と平成26年を比べると、医療・福祉業では、事業所数が265事業所、従業者数が5,547人、教育・学習支援業では、事業所数が25事業所、従業者数が1,083人それぞれ増加し、特に、医療・福祉業については、高齢者の増加及びサービスの多様化に伴い、今後とも従業者数が増加することが予測される。

製造業に目を向けると、事業所数・従業者数とともに、食料品製造業、金属製品製造業、各種機械器具製造業、電子部品等製造業、プラスチック製品製造業の割合が高く、これらの業種を合わせると、事業所数で製造業全体の63%、従業者数で製造業全体の72%を占める。また、市内に医療機関が充実している環境もあり、医療やバイオ関連の高付加価値企業が集積している。

このほか、市の施策として国の地方創生推進交付金を活用して、ゲームやアプリ、書籍、映像等といったコンテンツ産業に係る企業の集積を図るため、販路開拓や相談業務など様々な支援策を講じている。

続いて、農業に目を向けると、東京都に隣接し、都心から20km圏内にある都市ながら、農地面積565ha、農業人口1,584人を数え、野菜・果樹の生産地として都市農業を展開している。

④人口分布の状況

平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口は494,402人（松戸市住民基本台帳からの集計による）であり、65歳以上人口は約25%にのぼる。

また、人口の地理的な分布についてみると、市内に偏りなく分布していることから、事業者にとって雇用が確保しやすい環境となっている。

⑤その他

○大学

千葉大学園芸学部、流通経済大学、日本大学松戸歯学部、聖徳大学・聖徳大学短期大学部といった大学があり、地域の課題を解決するため、松戸市では産学官連携を推進している。

○医療機関

一般診療所、病院、歯科併せて 544 施設と数多くの施設が存在（平成 29 年 10 月末現在、地域医療情報システム（日本医師会））し、千葉西総合病院、新東京病院、新松戸中央総合病院のような高度な医療を担う病院も多い。さらに、平成 29 年 12 月には松戸市立総合医療センターがオープンしており、医療機関が充実している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

前述のとおり、松戸市の主要産業は、卸売業・小売業と製造業である。

売上高は、卸売業・小売業が 619,423 百万円、製造業が 245,896 百万円であり、従業者数については、卸売業・小売業が 28,532 人、製造業が 14,040 人である。

また、1 企業当たりの付加価値額は、卸売業・小売業が 69.93 百万円、製造業が 65.58 百万円である。（経済センサス活動調査—平成 24 年）

松戸市には、高い技術を持つものづくり企業が集積し、高い付加価値や大きな雇用を創出していることから、これらの企業の再投資や設備投資を更に加速させるとともに、市場拡大が見込まれる成長市場への参入、新事業・新製品開発などを後押しすることで、他の産業や企業にも高い経済的波及効果をもたらしていく。

また、IT・コンテンツ産業を振興するため、地方創生推進交付金の交付を受けて実施しているコンテンツ産業振興事業を推進するとともに、平成 30 年度中に整備を予定しているインキュベーション・コワーキング施設において、高付加価値企業を育成することにより、松戸市に民間事業所の事務所を増やし、持続的に安定した雇用の創出を目指していく。

さらに、農業については、松戸市の特性を活かし、農商工連携や農業の 6 次産業化の取組を支援することで、産業の活性化を図っていく。

これらの取組により、付加価値額の増加、質の高い雇用創出、新たなイノベーションの創出、産業集積などを実現し、それぞれの分野が連携することで、地域経済が活性化することを目指していく。

(2) 経済的效果の目標

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	343百万円	—

(算定根拠)

- ・1件当たり50.78百万円の付加価値額をもたらす地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.35倍（平成23年千葉県産業連関表における全産業平均の生産波及効果係数）の効果をもたらした場合、促進区域における付加価値額は、343百万円増加することになる。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の新規承認事業件数	—	5件	—

(算定根拠)

- ・地域経済牽引事業の承認事業件数
年1件×5年=5件

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」で定める地域の特性及びその活用戦略と整合する事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分が、5,078万円（千葉県の1事業所当たり平均付加価値額[経済センサス活動調査－平成24年]）以上になると見込まれるものであること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で5%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の給与支払額が開始年度比で5%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

特段指定しない

(地図)

(2) 区域設定の理由

※重点促進区域の指定なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

※重点促進区域の設定なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①食料品・飲料製造関連産業の集積を活用した食品関連産業分野
- ②金属加工・プラスチック加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③バイオ・メディカル関連産業の集積を活用した健康・医療等の成長ものづくり分野
- ④I T・コンテンツ関連産業の集積を活用した情報通信関連分野
- ⑤ねぎ・枝豆・梨の特産物を活用した農林水産・地域商社分野

(2) 選定の理由

- ①食料品・飲料製造関連産業の集積を活用した食品関連産業分野

松戸市は、大消費地である都心に近接していることから、その特性を活かし、工業団地内を中心に、パン、菓子類、コンビニエンスストア向け食品、麺類、小麦粉など多様な食料品を製造する工場が立地している。製造業全体のうち、食料品製造業は従業者数

の27%（2,749人）、事業所数の8%（27事業所）、製造品出荷額の20%（69,381百万円）、粗付加価値額の20%（31,676百万円）を占め、製造品出荷額は、県内第5位、全国市区町村のうち第87位（千葉県は全国都道府県のうち第5位）（経済センサス活動調査—平成28年（製造業））となっている。また、飲料製造については、大手酒類メーカー2社が市内に立地しており、製造業全体のうち、従業者数の5%（542人）、製造品出荷額の29%（100,788百万円）、粗付加価値額の27%（41,817百万円）を占め、製造品出荷額は、県内第1位、全国市区町村のうち第16位（千葉県は全国都道府県のうち第10位）（経済センサス活動調査—平成28年（製造業））となっている。

加えて、食料品・飲料製造業向けに、機械装置やプラスチック製品を製造する企業が市内には存在しているほか、地域の農産物を活かした新製品開発なども行われるなど、産業集積を活用した事業が展開されている。これらの産業は、IoTを活用したシステム開発など先進的な取組を行っているほか、健康食品などのヘルスケア分野といった成長性の高い分野への参入も期待される。

さらに、松戸市では、食料品・飲料製造関連産業の更なる集積や企業活動の活性化等を図るために、企業立地促進補助金（平成29年度予算額80百万円）を活用し、新規立地や既存事業所の再投資への支援を行っており、これまで新規立地で食料品・飲料製造業2社、再投資支援で食料品製造業2社の立地計画をそれぞれ承認している。

今後については、大消費地である都心に近接しているという松戸市の特性と、食料品・飲料製造関連産業の集積を活用した食品関連産業分野における地域経済牽引事業を促進することで、ものづくり分野だけでなく、物流や流通をはじめとする様々な産業への波及効果により、更なる地域経済の活性化や雇用創出が期待されることから選定する。

②金属加工・プラスチック加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

松戸市の金属製品製造業およびプラスチック製品製造業は、製造業全体の従業者数の26%（2,648人）、製造品出荷額の26%（89,639百万円）、粗付加価値額の26%（40,701百万円）を占め、製造品出荷額は、金属製品製造業が県内第2位、全国市区町村のうち第41位（千葉県は全国都道府県のうち第6位）、プラスチック製品製造業が県内第1位、全国市区町村のうち第93位（千葉県は全国都道府県のうち第15位）（経済センサス活動調査—平成28年（製造業））となっている。また、事業所数については、金属製品製造業が県内第1位、全国市区町村のうち第63位の64社（千葉県は全国都道府県のうち第11位）、プラスチック製品製造業が県内第2位、全国市区町村のうち第58位の35社（千葉県は全国都道府県のうち第14位）（経済センサス活動調査—平成28年（製造業））となっている。

さらに、上記企業は金属加工やプラスチック加工において高い技術を有し、これらの

技術を応用した周辺産業である各種（「生産用・業務用・輸送用・電気・情報通信・汎用など」以下同じ。）機械器具製造業や電子部品・デバイス等製造業も県内第2位、全国市区町村のうち第131位の96社（千葉県は全国都道府県のうち第18位）が集積している。

個別企業で見ると、金属製品製造業では、架線金物や配電・通信・建築資材等のインフラ系金属製品からネジ・釘等の金物まで、付加価値の高い製品を製造している企業が立地している。また、各種機械器具製造業や電子部品・デバイス等製造業については、食品製造機械、電子デバイス、光信用デバイス、精密金属金型などを製造する企業が立地している。

これらの企業の中には、高度な技術を有し、遺伝子検査用の検査装置や医療用検査装置などの高付加価値機械を製造している企業、小型モーター等で世界的に有名な企業、ナノレベルの微細な加工を実現した世界レベルの精密金属加工技術を持つ企業などが存在している。

プラスチック製品製造業では、高い射出成形技術を有する企業が多数立地し、その中には、素材の鮮度を保つための食料品パッケージにおいて独自の技術を有する企業、自然分解するプラスチック製素材を開発している企業などが存在している。

松戸市としては、これらの企業の新市場参入、生産性向上、経営の安定化等を支援するため、市内中小企業者等が受注拡大・販路拡大のために、国内及び海外で開催される展示会・見本市等に出展する場合、その出展費用の一部を補助するとともに、ものづくり補助金をはじめとする国の補助金等を取得しようとする中小企業者等に対し、外部の専門家に申請手続き等を委託するために要した経費の一部を補助する制度を設けている。このほか、生産設備等を購入した場合、費用の一部を補助する中小企業設備投資補助金を平成29年度に創設し、金属製品製造業者等5社がこの制度を利用し設備投資を実施している。

今後は、自動車、情報通信、健康、医療、環境などの成長産業・成長市場への参入に対応できる幅広い技術基盤を有したものづくり企業が松戸市に集積し、これら企業を牽引することで関連分野への波及も大きく、更なる地域経済の活性化が期待されることから選定する。

③バイオ・メディカル関連産業の集積を活用した健康・医療等の成長ものづくり分野

松戸市には、一般診療所、病院、歯科併せて544施設と数多くの施設が存在（平成29年10月末現在、地域医療情報システム（日本医師会））しているほか、千葉西総合病院、新東京病院、新松戸中央総合病院のような大規模な病院も多く、平成29年12月には松戸市立総合医療センターがオープンするなど、医療機関に恵まれた環境にある。

また、心臓カテーテル手術で国内上位の実績がある病院など、高度な医療を担う病院が複数立地し、それぞれ得意とする分野を持っており、様々な症例が集積することで、

全体として質の高い医療に繋がっている。

バイオ・メディカル関連分野の製造業においては、遺伝子検査用器具・試薬、医薬品、医療用検査容器・試薬、医療用検査薬等の製造や研究開発を行う事業者が存在し、これら企業が主に属している化学工業の製造品出荷額は9,885百万円、粗付加価値額は4,361百万円、事業所数は9社で、製造品出荷額の県内順位は第14位、全国市区町村のうち第251位（千葉県は全国都道府県のうち第1位）、事業所数の県内順位は第6位、全国市区町村のうち第99位（年経済センサス活動調査一平成28年（製造業））となっており、平成23年度との比較では、製造品出荷額が54%増加するなど、松戸市の成長産業の一つであり、これらの企業は高い技術力を持つものづくり企業として、高付加価値を創出している。

このほか、松戸市が属する東葛地域では、医工連携拠点・产学連携拠点としての東葛テクノプラザ、次世代外科・内視鏡治療開発センター（N E X T）等が整備され、県において健康・医療ものづくり産業の振興が重点的に進められており、高い技術力を持つ松戸市のものづくり企業が医療機器開発に参入することができるポテンシャルが高い地域である。

加えて、松戸市では、生産性向上と経営の安定化を図るために、事業者が中小企業等経営強化法に規定する「経営力向上計画」等の認定等を受け、その認定を受けた計画等に記載した設備を取得した際等に、購入費用の一部を補助する制度を平成29年度に創設し、バイオ・メディカル関連の製造業者1社が経営力向上計画の認定を受け、この補助制度を利用して、生産性向上のための投資を行っている。

さらに、松戸市は大手ドラッグストアの創業地であり、同社本社や多くの営業店舗が市内に存在するほか、製薬メーカーの営業所なども複数市内に立地し、平成26年商業統計調査によると、医薬品・化粧品等卸売業の事業所数は34事業所で県内順位第2位、全国市区町村のうち第81位、従業者数は438人で県内順位第4位、全国市区町村のうち第96位、売上高は95,858百万円で県内順位第4位、全国市区町村のうち第48位となっている。また、松戸市の卸売業の中で医薬品・化粧品卸売業の業種別売上高は第1位、卸売業全体の売上高のうち31%を占めるなど、重要な産業となっている。

このように、松戸市にはバイオ・メディカル関連産業が集積し、幅広い分野に対応できる技術とノウハウ、ネットワークを有していることから、これらの医療機関や企業などが連携することで、新たなイノベーションを創出できることが期待されるほか、今後高齢化が進行し、医療や介護に関するニーズが増大するとともに、サービスが多様化することにより、これらの産業がより一層成長することが見込まれ、地域経済牽引事業を促進することで、地域全体の活性化も期待できることから選定する。

④ I T ・ コンテンツ関連産業の集積を活用した情報通信関連分野

I T ・ コンテンツ関連産業が多く属する松戸市の情報通信業の事業所数は135で県内第4位、全国市区町村のうち第85位（千葉県は全国都道府県のうち第9位）、従業者数は1,120人で県内第6位、全国市区町村のうち第122位（千葉県は全国都道府県のうち第7位）（経済センサス基礎調査一平成26年）であり、一定数の事業者が存在している。平成24年との比較では、事業所数が18事業所、従業者数が171人増加するなど、着実に集積が進んでいる。

また、松戸市では、かつてフィギュア大手メーカーや上場を果たしたゲーム制作会社が存在し、現在もコンテンツ制作会社が立地するほか、最近では空き家等を活用し、若手クリエイターの移住が進んでおり、アートプロジェクト等の市の文化施策とも連携を図っている。加えて、松戸市は元ホテルを活用して、これまで120組以上の海外アーティスト・クリエイターの滞在制作を支援する「PARADISE AIR」など、松戸に関わりを持つ様々なアーティスト・クリエイターが、地域の協力や交流の中で暮らしに根ざした芸術的な表現活動を展開している。さらに、公園や寺社などをロケーションにしたコスプレイベントを定期的に開催するなど、ポップカルチャーなどの新たな文化を創出する取組も行っている。

このほか、松戸市総合戦略に基づき、生産性の高い文化産業を形成することを目標に、コンテンツ産業振興事業を実施しており、事業の担い手として、平成28年3月に松戸コンテンツ事業者連絡協議会（構成員は民間事業者のみ）が設立され、平成30年1月時点で市内コンテンツ制作会社など34事業所が参画している。加えて、平成29年度からは地方創生推進交付金を活用し、東京ゲームショウへの出展、コンテンツ産業に関する普及啓発・技能向上のためのセミナーの開催、マッチングサイトによるビジネスマッチング、人材育成などの支援を行っている。

コンテンツ産業は、一般に国内市場が飽和状態になりつつあると言われながらも、スマートフォンの普及に伴い、今後の成長が十分期待される分野であり、「松戸市・柏市のコンテンツ産業」が千葉県の地域産業資源に指定されていることを鑑みても、松戸市を代表する産業であるといえる。さらに、大規模な設備投資を要さず、スマールビジネスとしてのスタートアップが可能であり、異業種とのコラボレーションがしやすい特徴を持つことから、産業への波及効果も大きく、安定的に質の高い雇用を創出できる。

今後は、市内における「創業の促進」「企業の育成」「オフィスの増加」「安定的な雇用の供給」「新たなイノベーション創出」等を目的として、インキュベーション・コワーキング施設を平成30年度に整備する予定である。

当施設では、インキュベーション機能を備え、起業を支援するとともに、持続可能な事業に成長するまで育成することで、市内に民間事業所の事務所を増やすことを目指している。また、場所や時間にとらわれない働き方を実現するため、フリーランスの活動拠点や、都内等に事務所がある企業のサテライトオフィスの拠点となるよう、同施設にコワーキングスペースを併設する。そして、当施設を卒業した起業家やコワーキングスペースを利用していた企業が、市内のオフィスビルや空き店舗等に入居することにより、まちが人で溢れ、活発な経済活動が行われるまちの実現を目指す。

さらに、その施設を中心に、IT・コンテンツ産業などの情報通信関連産業の更なる集積を図るとともに、施設利用者とIT・コンテンツ事業者等との異業種交流及びビジネスマッチングを進めることで、ITやコンテンツを活用した、新しいビジネスが創出され、地域経済の活性化も期待されることから選定する。

⑤ねぎ・枝豆・梨の特産物を活用した農林水産・地域商社分野

松戸市では、農地面積565ha、農業人口1,584人を数え、野菜・果樹の生

産地として都市農業を展開している。

特に、ねぎ、枝豆が多く栽培され、平成18年千葉県生産農業所得統計及び千葉県青果物生産出荷統計によると、松戸市のねぎの農業産出額は17億5,000万円で、県内第2位、全国第8位の産出額となっており、松戸市の枝豆の農業産出額は3億7,000万円で、県内第2位、全国第11位の産出額となっているなど、省内はもとより全国でも有数の産地となっている。さらに、「二十世紀梨」の原産地として梨の栽培が盛んであり、特に、幸水、豊水などの品種が有名で、秋の収穫時季にはもぎとり・直売で賑わっている。

地域別で見ると、松戸市南西部に位置する矢切地区には、東京都に隣接している立地ながら、江戸川沿いに約100haの広さを誇る矢切耕地が存在し、地域団体商標登録を取得し、全国農產品評会で農林水産大臣賞を3度受賞した質の高いブランド野菜である「矢切ねぎ」が栽培されている。また、小金地区ではあじさい寺の名で有名な本土寺にちなんで「あじさいねぎ」として商標登録を受けた葉ねぎが栽培され、高塚、六実、五香、金ヶ作地区には梨園が広がっている。

これらの地場産農産物は、都市農業で消費者が近いという利点を活かし、直売や近隣スーパー・マーケットでの地場産野菜コーナーで販売され、松戸市は松戸産農産物直売所マップを作成し、周知を行っている。

農産物のブランド化については、目的や一定の基準を満たした生産者や団体を認定し、農産物にシンボルマーク（キャラクター）やキャッチフレーズを表示することで、松戸産農産物のブランド化を推進している。

今後は、都市農業を更に推進していくため、ねぎ・枝豆・梨を中心として、農商工連携や農業の6次産業化の取組を支援し、松戸産農産物の活用や新商品開発による松戸産農産物のブランド化を促進するとともに、全国に向けた松戸産農産物のPRの場として、従来から積極的に参加してきた全国ねぎサミットを活用していく。

これらを通して、農業活性化や新しい事業が創出され、地域経済全体が活性化することが期待されることから選定する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者などのニーズや課題を把握することが必要であり、地域経済牽引事業者との情報交換等を実施しながら、事業環境の整備を進めていく。

環境整備としては、松戸市において、事業者を支援するための補助金制度の整備と事業の拠点となる施設の整備を検討している。また、国の支援策も併せて検討することで、事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出できるようにする。

(2) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備に関する事項

①企業立地促進補助金の改正

成長ものづくり産業や情報通信関連産業の立地が促進されるように、松戸市が補助内容の改正を検討する。

②中小企業設備投資補助金の改正

市内製造業者の生産性向上を図るため、松戸市が補助内容の拡充を検討する。

③各種相談業務の充実

現在開催している創業相談、経営相談など、松戸市が各種相談業務の充実を図る。

④地方創生関係施策

松戸市は平成29年度から平成31年度まで、地方創生推進交付金を活用し、コンテンツ分野において、新製品・サービス開発、人材育成等を支援することを目的にコンテンツ産業振興事業を実施する。

さらに、松戸市は平成30年度から平成32年度まで、地方創生推進交付金の活用を図ることを視野に、IT・コンテンツ関連産業の集積を活かして、インキュベーション・コワーキング施設整備運営事業を実施する予定である。

この施設では、インキュベーションマネージャーを配置し、企業育成に取り組んでいくとともに、入居者同士、または、入居者と松戸市に集積し始めているコンテンツ事業者とのビジネスマッチングを行うことで新しいビジネスを生み出す支援を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

「松戸市オープンデータの推進に関する指針」に基づき、行政の透明性・信頼性の向上、市民生活の利便性向上、市民協働の促進、新産業の創出・経済活性化を目的に、市が保有する公共データをオープンデータカタログとして整備して、松戸市ホームページに公開する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者からの事業環境整備の提案については、松戸市商工振興課を窓口として受理する。提案内容によっては、松戸市関連部署等を含め内部検討を行うとともに、千葉県とも協議し、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市内立地企業に対して、定期的な訪問活動やアンケート調査等により、現状のニーズや課題の把握に努め、企業にとって有益となる事業を検討・実施する。

②松戸市には、立地可能な纏まつた用地がないことから、工業団地内の土地有効活用の手法、さらには新たな用地確保に向けたニーズや可能性などについて検討していく。

③市内企業の労働力確保を後押しするため、合同企業説明会を継続的に開催する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成29年度から 平成30年度	平成31年度	令和2年度から 令和5年度（最終年度）
【制度の整備】			
①② 各種補助金の改正	制度一部改正	制度一部改正	制度運用
③各種相談窓口の充実	充実に向けた検討	実施	実施
④地方創生関係施策（コンテンツ振興事業）	実施	実施	実施
地方創生関係施策（インキュベーション・コワーキング施設整備運営事業）	整備	運営	運営
地方創生関係施策（その他）	予算化に向けた検討等	予算化に向けた検討等	予算化に向けた検討等
【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）】			
オープンデータカタログの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの相談窓口	随時対応	随時対応	随時対応
【他の事業環境整備に関する事項】			
① 個別訪問・アンケート調査	実施	実施	実施
② 工業団地内の土地有効活用の検討等	検討	検討	検討
③ 合同企業説明会の実施	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、千葉県が設置している公益財団法人千葉県産業振興センター、松戸商工会議所、各種産業関連団体、金融機関など、域内に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に發揮し、かつ、連携しながら支援の効果を最大限にする必要がある。このため、千葉県と松戸市ではこれらの支援機関の理解醸成

に努めるとともに、必要に応じて「行政と支援機関」又は「支援機関間」の連絡・調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人千葉県産業振興センター

産学官の連携のもとに、産業技術の向上、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、本地域を含む千葉県内の商工業の高度化と新たな産業の創出・発展を総合的に支援する機関として、市が設置する窓口と連携してワンストップ相談サービス、創業・ベンチャー企業支援、新技術・新製品開発支援、人材採用支援、販路開拓支援、特許・知財に関する支援などを実施する。

②松戸商工会議所

千葉県・松戸市と市内事業者との情報交換会の開催、「松戸市創業支援事業計画」に基づく特定創業支援事業（創業塾や創業継続相談など）の実施、市との連携による大規模展示会への出展など、市と連携した事業者支援を行っている。会員数5,000を超える市内最大規模の事業者団体である強みを活かし、市と連携して、事業者への情報提供、新産業創出に向けた経営支援、創業支援、人材採用・育成支援、販路開拓支援などを実施する。

③千葉県産業支援技術研究所（千葉市）

県内産業の総合的な試験研究機関として、県は千葉県産業支援技術研究所を設置し、中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、食品・醸造・バイオ・科学・情報・機械・金属分野等の企業に対し、そのニーズに応えるため研究開発、技術相談・支援、依頼試験等の様々な支援を行う。

④東葛テクノプラザ

千葉県が設置し、公益財団法人千葉県産業振興センターに管理運営業務を委託している東葛テクノプラザは、インキュベーション施設の運営、中小企業が抱えている技術に関する相談対応、主に機械・電子関連産業を対象にした依頼試験や機器の貸付け等を実施するなど、東葛地域におけるイノベーションの拠点施設として、ベンチャー企業等を総合的に支援する。

⑤千葉県信用保証協会

県内中小企業の金融の円滑化に資することを目的として設立された公的機関であり、地域を含む千葉県内の中小企業の金融上の「保証人」となり、金融機関から事業資金の融資を受けやすくなることを役割としているほか、松戸商工会議所同様「松戸市創業支援事業計画」に基づく特定創業支援事業（創業スクール）を実施していることから、その強みを活かし、事業者に対する金融上の支援、創業支援などを実施する。

⑥松戸コンテンツ事業者連絡協議会

コンテンツ関連産業に従事する事業者により構成される団体で、松戸市において地方創生推進交付金を活用している「コンテンツ産業振興事業」の実施主体である。コンテンツ産業振興事業のPRのため、スマホ用ゲームアプリを開発し東京ゲームショウに出展する

ほか、イラストレーターやソフト開発者などによる経営等に関する講演会を開催し、コンテンツ産業の普及啓発、事業者に対する資質能力向上のための支援を行っている。また、専門性が高く、関係分野の裾野が広いコンテンツ産業事業者により構成される団体である強みを活かし、CGや映像制作における専門的な人材育成支援、ビジネスマッチングといった販路開拓支援、相談業務などの事業者支援を実施する。

⑦商工組合中央金庫松戸支店

中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員等に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的として設立された金融機関であることから、事業者が行う設備投資などに対して融資の面から金融的な支援を実施する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

千葉県では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、快適な環境の実現を図っていくため、平成7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定した。本条例は環境基本法と整合を図り、環境の保全に係る基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を示したものである。さらに、本条例の基本理念を実現するための計画として、平成8年8月に「千葉県環境基本計画」を策定し、この下に、個別分野別の計画等を定め、環境保全のための具体的な施策を推進しているほか、平成20年3月には、環境施策のマスターplanとして、豊かで安らぎをもって暮らしていく千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていくことを基本目標にした、新しい「千葉県環境基本計画」を策定し、平成27年3月に一部改訂している。

松戸市では、事業活動等によって生ずる大気の汚染・水質の汚濁等の公害防止について必要な事項を定め、「市民の健康」を保護するとともに「生活環境」を保全することを目的に「松戸市公害防止条例」を定めるほか、「松戸市環境計画」において「生態系という視点での環境」「人の健康という視点での環境」「地球という視点での環境」という3つの視点から環境づくりのための取組を示している。

地域経済牽引事業の促進に当たり、当該事業で新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑みて可能な限り環境に影響を与えないよう配慮し、国・県・市の関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うにあたっては周辺住民への理解を求め、情報提供等啓発活動を推進し、地域における環境意識の向上を目指す。

なお、本計画は県環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

千葉県では、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年11月には、「犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針」等を策定し、犯罪から県民を守る取組を推進している。

松戸市では、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、市、市民等、事業者及び関係行政機関等の責務を明らかにするとともに、犯罪の発生の防止及びめいわく行為の禁止に係る施策を定め、もって安全で暮らしやすい市民生活の実現を図ることを目的として「松戸市安全で快適なまちづくり条例」を平成16年4月1日から施行するほか、交通事故のない安全で安心して暮らせる松戸市の構築のため、松戸市交通安全計画（計画期間：平成28～32年）を策定している。

「松戸市安全で快適なまちづくり条例」についての具体的な取組としては、重点推進地区における指導監視員によるパトロール、啓発物資の設置、条例啓発活動等を実施しており、また交通安全についても同様に交通安全意識の高揚を図るための活動を実施している。

このほかの防犯対策については、市民生活安全対策パトロール、防犯カメラの設置、松戸市安全安心メール、自主防犯活動団体等への支援、子どもの見守り活動、松戸市秋山地区防犯ボックスの運営等を、市民等、事業者及び関係行政機関等の相互連携の下に地域防犯活動等の活動を推進している。

地域経済牽引事業に係る様々な事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに安全で安心な市民生活の確保に配慮することが重要であり、県市の関係条例等の趣旨も勘案し、安全で暮らしやすい地域社会を実現するため、次の事項に留意し、犯罪や交通事故を未然に防止する活動並びに防犯及び交通安全意識の高揚等に取り組むこととする。

- ・防犯・交通安全設備の整備

事業所やその付近において犯罪被害や交通事故等が発生しないよう自主的に安全環境を確保し、警報装置や照明装置、その他防犯・交通安全対策を講ずるように努める。

- ・防犯に配慮した施設の整備・管理

犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する施設等の普及を図るとともに、植栽の適切な配置及び剪定による見通しを確保するほか、施設管理を徹底し安全確保に努める。

- ・従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令遵守、防犯及び、交通安全等に関する指導を行う。

- ・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う通学路の子どもの見守りを含む防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品、場所の提供等の協力に努める。

- ・不法就労の防止

事業者が外国人労働者を雇用する場合には、旅券等により就労資格の有無を確認するなど、不法就労防止の徹底を図る。

- ・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における事業者の管轄警察署への連絡体制を整備する。

(3) その他

毎年度末頃、千葉県商工労働部経済政策課及び松戸市経済振興部商工振興課において、基本計画及び承認地域経済牽引事業計画の効果の検証と事業の見直し等に関する協議を行う。その結果、基本計画又は承認地域経済牽引事業計画の見直しが必要と判断された場合においては、計画期間中であっても必要に応じた変更を行うものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。